

高等司法研究科 法律文書練成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)
B

第1 設問 1

1 Bは所有権に基づく妨害排除請求権として所有権移転登記を請求している。Bは、甲土地の所有権取得時効(民法162条1項、以下民法は省略する)により有していると主張している。

しかし、2002年6月30日にBはAから売買(535条)により所有権を取得している。自己の所有している土地に対して取得時効が成立するのか。

この点、取得時効の趣旨は永続した事実関係の尊重にある。自己の所有物であってもこの趣旨はあてはまる。

したがって、自己の所有している土地に対しても取得時効は成立する。

本件で、Bは、甲土地を20年間占有しており、162条1項の要件は満たしている。

よって、Bは所有権を取得したとして、所有権移転登記手続を請求することができる。

2. BはDはBが時効完成する前に甲の所有権移転登記を備えた者である。Dは所有権移転登記を備えているので、Bの請求を拒むことができるようにも思える。

しかし、時効取得者は時効が完成する前に登記を備えることはできないので、時効完成前の登記は優先に影響しないと解する。

したがって、Dの登記に関係なく、甲を取得時効により原始取得したBがDに優先することになる。

内容はOKですが、
Bを一文使って更に
要し、重要ポイント
でもこのように思いますが、
ここで時効を使うより、
Dの返還を書いた方が、
たぶん(10年の時効取得など)
要件をあげ
ていけるとよい。

取得時効を理由に
とカスハラエと思えます。
売買①に基いて⑥は
不能と思わなければ。

1 ページ

裏面へ

3. 以上より、DはBの請求を拒むことはできない。

第2 設問 2の(1)

1 Cは丙土地の所有権を相続(896条)により取得している。これに対して、Eは丙土地の権利を何ら有していない。無権限のEは、丙土地を勝手に管理して、賃貸借契約を締結して間接的に占有(181条)している。

Cは所有権に基づく返還請求権として建物収去土地明渡しを請求することができる。

2. これに対してEは丙土地を2006年11月10日から10年以上占有しているとして、短期時効取得(162条2項)により所有権を取得したとして、所有権喪失の抗弁を主張することが考えられる。

しかし、Eは、Aの事実上の夫婦関係にあったにすぎず、自己が所有権を有していないことはわかっていたはずである。占有開始時に10年善意であったとはいえず、Eの抗弁は認められない。

3. よって、EはCの丙土地の明渡しを拒むことはできない。但し、丁建物にはFが保存登記をい、Fの建物であり、Eが収去することはできない。

第3 設問 2の(2)

1. Cは所有権に基づく返還請求権として、Fに対して本件請求をすることになる。

Fは、無権限のEから丙土地を賃借したにすぎない。しかし、賃貸借契約が10年以上占有をしているので、賃借権を取得時効(163条)したとして、占有権原があるとの抗弁をすることが考えられる。

オチ人と
評価してあり
good.

問題文からは
判断できませんね。

継続

指摘OK

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

2. ここで、まず賃借権にも取得時効が成立するかの問題となる。

継続した事実関係の尊重という趣意は賃借権にも及ぶ。ただし賃権の取得時効に対し、それを防ぐための時効完成猶予の機会(147条、148条)も与えられていないといえない。

そこで、①継続した占有意思が存在して②それが客観的外形的に現れていた場合には賃借権の取得時効は認められると解する。

本件で、FはEとの賃借権を10年以上継続しており、継続した占有の意思は認められる(①)。また、丙土地の上に~~その~~建築物を保存~~してあり~~登記して、そこで生活していたのであるから、占有の意思は客観的外形的に現れていたといえる(②)。

したがって、賃借権の取得時効は認められる。

3. Fは、保存登記もしており、抗弁要件も備えていた(借地借家法10条)。

4. 以上より、Fは占有権原の抗弁を主張でき、Cの請求を拒むことができる。

以上

賃借権固有の要件を
争いには実、厚く漏れ
いる点はok。
判例をより意識できると
なおよかったです。

< 総評 ?

- ・ 主要なポイントは概ね触れられており、判例、趣意の理解もできていると思います。
- ・ 時間・関係もあると思いますが、できる限り要件はすべて挙げカントラにもおこはるようにして下さい。(いざおこはるようには、うまくいかずポイントにあげたところもあるかもしれません)
- ・ 字も良し句もよいです。この調子で頑張ってください。
- ・ なお 相続関係請求権について触れられていなかったら B とした点。

JA

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。